

高齢者虐待防止に係る指針

医療法人溪仁会 札幌西円山病院介護医療院

I 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

札幌西円山病院介護医療院では、入所者への虐待は、人権侵害や犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定します。また全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

II 虐待の定義

①身体的虐待

暴力的行為等で入所者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、入所者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

③心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的態度、無視、嫌がらせで入所者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

④性的虐待

入所者にわいせつな行為をすること。又は入所者にわいせつな行為をさせること。

⑤経済的虐待

入所者の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

III 虐待防止委員会

当施設では、虐待及び虐待と疑われる事案(以下、虐待等)の発生の防止等に取り組むにあたって虐待防止委員会を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めます。

①設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施します。

②虐待防止委員会の構成委員

- ・委員長は施設長が務める。
- ・委員会の委員は、施設長(医師)、副施設長、看護職員、介護職員、介護支援専門員、相談員、リハビリ職員、管理栄養士、薬剤師、臨床検査技師とします。

③虐待防止委員会の開催

- ・委員会は、委員長の招集により年1回以上開催する。

・虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催する。

④虐待防止委員会の審議事項

- i) 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
- ii) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- iii) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- iv) 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- v) 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する
こと
- vi) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- vii) 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

⑤高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、副施設長とします。

IV 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待の防止を徹底します。

①具体的なプログラム

- ・ 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 高齢者権利養護事業/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策

②研修

- ・ 研修は年2回以上行います。
- ・ 新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

③研修の実施内容の保管

- ・ 研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存します。

V 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

①虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

②緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

VI 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

①虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

- ②また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

VII 成年後見制度の利用支援

入所者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

VIII 虐待等に係る苦情解決方法

- ①虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者に報告します。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談します。
- ②苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、細心の注意を払います。
- ③対応の流れは、上述の「第5 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとします。
- ④苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告します。

IX 利用者等に対する指針の閲覧

職員、入所者及びその家族が本指針をいつでも閲覧できるよう、当施設ホームページに掲載します。

XI その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修、外部研修等を行いながら、入所者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

▶ 付則

この指針は、2022 年 11 月 1 日より施行します。